BTMU CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW:【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2011 年 10 月上旬から下旬にかけて公布された法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

[行政法規] ○「国務院の『中華人民共和国資源税暫定施行条例』改正に関する決定」(国務院令第 605 号、2011 年 9 月 30 日改正公布、同年 11 月 1 日施行)	鉱産物開発業者と塩生産業者への資源税徴収に関する基本法規の改正。主に税率の変更で、原油が販売額の 5～10%(現行条例では 8～30 元/トン)、天然ガスが同じく 5～10%(同 2～15 元/立法メートル)、コークスが 8～20 元/トン(同 0.3～5 元)となる。
[規則] ○「国家税務総局公告 2011 年第 51 号」(2011 年 9 月 26 日発布、同年 10 月 1 日実施)	資産再編にかかる営業税の扱いに関する公告。合併、分割、売却、交換等により、現物資産及び債権・債務、労働力を他の組織・個人に譲渡する場合、営業税の徴収範囲に属さないとし、再編での不動産、土地使用権の譲渡は営業税を徴収しないとしている。
○「国家発展改革委員会の国内製製油価格引下げに関する通知」(発改電[2011]252 号、2011 年 10 月 8 日発布、同年 10 月 9 日実施)	ガソリンとディーゼル油の価格引下げ。4 月 7 日に引き上げて以来半年ぶり。ガソリン、ディーゼル油とも卸売、小売の最高価格をトン当たり 300 元の引き下げとなる。
○「財政部、商務部、税関総署、国家税務総局の研究開発機構の設備調達税収政策の継続執行に関する通知」(財税[2011]88 号、2011 年 10 月 10 日発布、同年 1 月 1 日実施)	2010 年末まで研究開発機構に適用されてきた設備輸入・購入時の優遇を延長するもの。科学技術開発用品を輸入する場合は免税(外資のみ)、国産設備を購入した場合は増値税還付(内資・外資とも)とされてきたが、改めてその条件を示している。輸入免税が適用される条件は、2009 年 10 月 1 日以降に設立された研究開発機構の場合、①独立法人は総投資額が 800 万米ドル以上、公司内部門は研究開発費が 800 万米ドル以上、②研究・試験要員が 150 名以上、③累計設備購入額(原価)が 2 千万元以上など。
●「商務部のクロスボーダー人民元直接投資の関係問題に関する通知」(商資函[2011]889 号、2011 年 10 月 12 日発布・実施)	国外からの人民元建て直接投資の条件・手続きに関する通知。詳細は、下記の解説をご参照。
●「外商直接投資人民元決済業務管理弁法」(中国人民銀行公告 2011 年第 23 号、2011 年 10 月 13 日公布・実施)	同じく人民元建て直接投資の決済口座に関する規則。詳細は、下記の解決をご参照。
○「財政部、国家税務総局のソフトウェア製品の増値税政策に関する通知」(財税[2011]100 号、2011 年 10 月 13 日発布、同年 1 月 1 日実施)	2010 年末まで実施されてきたソフトウェア開発業者に対する増値税の優遇を延長実施するもの。①増値税一般納税人が自ら開発したソフトウェア製品を販売する場合は、いったん 17%の税率で増値税を徴収し、実際の税負担が 3%を超える部分を即時還付する、②増値税一般納税人がソフトウェア製品を輸入し、ローカライズした後に販売する場合も、同様とする(ローカライズは再設計、改良、転換等を指し、単純な漢字化処理を含まない)、③納税者が開発受託したソフトウェア製品の著作権が受託側に帰属する場合は増値税を徴収し、委託側に帰属するか共同所有する場合は増値税を徴収しない、など。

● 人民元建て直接投資に関する規定が実施

10 月中旬に、国外からの人民元建て直接投資に関する規定が商務部と中国人民銀行から相次いで公布、実施された。人民元建て直接投資は、今年初めから試験的に認められていたが、今回の2つの規定により本格的な実施段階に入る。従来、人民元レートの上昇や外貨資本金の両替規制などから、人民元建てでの投資が望まれていたが、これが可能になるものと期待される。

今回の商務部通知は、投資資金の資金源や使途、審査認可手続きを定めており、また中国人民銀行の弁法は投資資金の口座の管理方法などを定めている。それぞれの主な内容は、以下のとおり。

＜商務部の通知＞

◇人民元建て直接投資の資金源

外国投資者が国外で適法に取得した人民元とされている。具体的には次のとおり。

① クロスボーダー貿易での人民元決済を通じて取得した人民元、中国国内で取得し国外に送金した人民元利益及び持分譲渡、減資、清算、投資先行回収により取得した人民元。

② 国外で適法なルートを通じて取得した人民元で、国外での人民元建て債券の発行、人民元建て株券の発行などにより取得した人民元が含まれるが、これらに限らない。
（注：国外の銀行で両替により取得した人民元が含まれるかどうかは不明。）

◇人民元建て直接投資資金の使用制限

次の分野に使用してはならないとされている。

① 直接または間接に有価証券及び金融派生商品への投資。

② 委託貸付。

◇審査認可手続き

1） 現行の外商投資審査認可管理規定及び権限により、人民元建て直接投資の審査認可を行うとされ、該当する地方商務部門に通常の書類のほか、次の書類を提出するとされている。

① 人民元資金源を証明または説明する文書

② 資金使途の説明

③ 「クロスボーダー人民元直接投資情況表」（注：所定書式）

なお、元の出資通貨の種類を外貨から人民元に変更することも可能とされ、その場合は上記の書類以外に、董事会など企業の最高権力機関の決議、変更後の契約/定款（または変更協議書）を提出するとされている。

2） 次の場合には、省級商務部門が「クロスボーダー人民元直接投資情況表」に署名・捺印後、商務部に審査認可を求めるとされている。

① 人民元出資金額が 3 億元以上の場合

② 融資担保、ファイナンスリース、小額貸付、オークションなどの業種

③ 投資性公司、ベンチャー・キャピタル、株式投資企業

④ セメント、鉄鋼、電解アルミ、造船など国のマクロコントロール業種

なお、商務部は、省級商務部門から「クロスボーダー人民元直接投資情況表」を受領した後、5業務日以内に審査を完了し、認可した場合は地方商務部門が「批復」（注：認可同意書のこと）と「外商投資企業批准証書」を発行するとされている。

＜中国人民銀行の弁法＞

◇外商投資企業設立前の「人民元事前関連費用専用預金口座」と「人民元再投資専用預金口座」

外商投資企業設立前に設立準備費用の支払いが必要な場合、「人民元事前関連費用専用預金口座」、また利益配当、清算、減資、持分譲渡、投資先行回収などで得た人民元を再投資に使用する場合は、「人民元再投資専用預金口座」を開設できるとされている。（注：申請書類は省略。）

なお、前者については、外商投資企業設立後に残金がある場合、「人民元資本金専用預金口座」に振り替えるか、返却しなければならないとされている。

◇外商投資設立後の中国人民銀行への企業情報登記

人民元建て直接投資により設立された外商投資企業は、営業許可証受領後 10 営業日以内に、登記地の中国人民銀行分支機構（分行または支行）に企業情報登記を行わなければならないとされている。
（注：申請書類は省略。）

◇外商投資設立後の「人民元資本金専用預金口座」

中国人民銀行への企業情報登記後、外商投資企業の名義で、人民元出資払込資金の預入または「人民元事前関連費用専用預金口座」の残金振替のための「人民元資本金専用預金口座」を開設するとされている。この口座での現金の支払・受取はできない。

なお、国外投資者が人民元で国内企業を買収する場合は、買収される国内企業の中国側株主名義で、「人民元合併・買収専用預金口座」を開設し、また国外投資者が人民元で外商投資企業の中国側出資者の持分譲渡を受ける場合は、同じく中国側株主名義で「人民元出資持分譲渡専用預金口座」を開設するとされている。

◇「人民元資本金専用預金口座」への送金

国外投資者は、人民元建て直接投資資金の送金に際して、認可・届出登記などの関係書類を提出しなければならないとされている。

一方、送金を受けた外商投資企業は、会計士事務所に出資検査・確認証明（注：原文は「験資詢証」）を委託し、会計士事務所は銀行の確認証明を得て出資検査報告を発行するとされている。

◇投資性公司などの国内での人民元投資の処理

投資性公司、ベンチャー・キャピタル、株式投資企業及び投資を主業務とするパートナーシップ企業が国内で人民元を投資する場合、投資先企業が「人民元資本金専用預金口座」を開設しなければならないとされている。

◇人民元と外貨の両方で出資する場合の処理

国外投資者が人民元資金と外貨資金を同時に出資する場合、銀行は人民元資金の決済は本弁法に従って処理し、外貨資金の決済は外貨管理規定に従って処理し、人民元と外貨の換算レートについては出資検査日当日の中国人民銀行が公布した人民元レートの中値とするとされている。

◇人民元利益などの国外送金

外商投資企業設立後に、国外投資者が取得した人民元利益及び減資、持分譲渡、清算、投資先行回収などにより取得した人民元資金は、銀行の審査を経て国外に送金できるとされている。（注：提出書類は省略。）

◇人民元借入の処理

外商投資企業の国外出資者、グループ内関連企業及び国外金融機関からの人民元借入は、外貨借入と合算して借入総額を計算しなければならないとされている。

（注：人民元借入も外貨借入における「投注差」管理を受けるものと見られるが、詳細は不明。）

なお、人民元借入に際しては、専用の「人民元一般預金口座」を開設しなければならないとされている。

（本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。）

三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社
国際事業本部　海外アドバイザリー事業部
池上隆介

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆六中全会 文化産業を国民経済の基幹産業に

10 月 15 日～18 日に北京で開催された中国共産党第 17 期中央委員会第 6 回全体会議（六中全会）で、「文化体制改革の深化と社会主義文化の大いなる発展・繁栄を推進する若干重要問題に関する決定」を採択した。急速な経済発展の下で、一部国民の道徳水準の低下、信頼関係の欠如、価値観の歪みが社会問題化していることを指摘。今後、物質的・精神的両面での豊かさを重視すべきとし、文化産業を国民経済の基幹産業として発展を促進し、公共文化・サービス体制の全国への普及、国民のマナー向上、中華文化の国際的影響力の増強等を目標として掲げた。文化産業の発展については、近代的文化産業体系の構築（映像制作、印刷、広告等の伝統産業の発展と共に、デジタル出版、携帯式マルチメディア、アニメゲーム等の新興産業の発展を加速化）、競争力を有する国有大型文化企業の育成、文化関連の消費拡大等を挙げた。なお、中国共産党第 18 期全国代表大会を 2012 年下期に開催することも併せて決定した。

【産業】

◆9 月の電力消費 前年同月比 12.2%増

国家エネルギー局の 19 日の発表によると、9 月の全国電力消費量は前年同月比+12.2%と、8 月の同+9.1%から拡大した。産業部門では、第一次産業、第二次産業、第三次産業がそれぞれ同+2.5%、+14.4%、+9.7%の増加、家庭部門は同+5.4%の増加となった。経済の急成長に伴い、電力需要が急増。発電設備容量の増加が進められているものの、電力不足問題は長期化している。電力使用のピークである 6～8 月の消費量は前年同期比+11.2%に達し、電力需給は全国的に逼迫した状態が続いている。同局の副局長は、今後の電力供給の見通しについて、「第 4 四半期の電力消費量の増加は上半期と比べやや鈍化するものの、依然として高い水準を維持する見込み。主要な水力発電所の貯水量が前年同期に比べて 3～4 割減少している為、今年の冬から来年の春にかけての電力供給は楽観視できず、特に水力発電への依存度が高い華南と華中地域では慢性的な電力不足が続く」との見方を示した。

【金融・為替】

◆9 月の金融統計 マネーサプライ前年同月比 13.0%増に鈍化

人民銀行が 14 日に発表した 9 月の金融統計によると、9 月末のマネーサプライ(M2)は前年同月比+13.0%と、年間目標の+16%前後に対し低水準に止まった。9 月の人民元新規貸出額は 4,700 億元と、前年同月比 1,311 億元減少した。9 月末の外貨貸出残高は前年同月比+24.4%の 5,239 億米ドル、前月比+161 億米ドルとなった。9 月末の外貨準備高は 3 兆 2,017 億米ドルに達した。また、別途発表された 1-9 月の社会融資規模(※)は、前年同期比 1 兆 2,600 億元減少の 9 兆 8,000 億元となった。

※社会融資規模：一定期間内に実体経済が金融システムから獲得した全ての資金の総額。2011 年より、新規貸出額に代わり、「合理的な社会融資規模」の維持を金融政策目標としている。

人 民 元 の 動 き

日付	USD				JPY（100JPY）		HKD		EUR		金利	上海A株	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	(1wk)	指数	前日比
2011.10.17	6.3730	6.3684～6.3780	6.3706	-0.0079	8.2325	-0.0521	0.81928	-0.0006	8.8508	0.0500	3.3000	2556.27	9.47
2011.10.18	6.3740	6.3710～6.3829	6.3813	0.0107	8.3179	0.0854	0.82048	0.0012	8.7484	-0.1024	3.5000	2496.64	-59.63
2011.10.19	6.3765	6.3750～6.3855	6.3775	-0.0038	8.3073	-0.0106	0.82009	-0.0004	8.8112	0.0628	3.3000	2490.35	-6.29
2011.10.20	6.3719	6.3700～6.3871	6.3855	0.0080	8.3200	0.0127	0.82095	0.0009	8.7638	-0.0474	3.5080	2442.03	-48.32
2011.10.21	6.3765	6.3720～6.3935	6.3840	-0.0015	8.3220	0.0020	0.82060	-0.0003	8.7589	-0.0049	3.4500	2427.27	-14.76

RMB レビュー＆アウトルック

先週の人民元相場は 6.3730 で寄り付いた。11 日に米上院が対中為替制裁法案を可決して以降、人民元対ドル基準値が人民元安に設定されるなか、人民元は 6.36 台後半から 6.39 台前半にて軟調な推移となった。21 日には週間安値となる 6.3935 まで下落したのち 6.3840 で越週している。急速な人民元高を容認するよう中国に圧力をかけることを狙った米国の対中為替制裁法案は国際貿易のルールに違反しているとして、中国政府が経済問題を政治化しないよう米国に要求するなど、人民元為替問題を巡る両国の政治論争が続いている。18 日に発表された中国の第 3 四半期国内総生産伸び率が前年比プラス 9.1%と 2009 年第 2 四半期以来の低水準に鈍化しており、人民元は引き続き横這いで推移しよう。（10 月 24 日作成）

（市場営業部 為替営業推進ｸﾞﾙｰﾌﾟ ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ営業ﾗｲﾝ）

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。